

傍聴要領

こども・子育て支援会議
教育・保育施設等事故検証部会

1 傍聴要領

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、部会開催予定時刻までに受付において部会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受け付けは、会議開催の30分前から先着順に行いますので、定員になり次第受付を終了します。傍聴定員は10名です。

2 傍聴者の遵守事項

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食、喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話等は、着信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、部会長の許可を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴し、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他、会場の秩序を乱し、又は、会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序

- (1) 傍聴者は、会場において部会長及び事務局（本市職員）の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が前項の遵守事項に違反したときは、部会長及び事務局（本市職員）が注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。